

申込みのしおり

第5期(令和元年) 公営 稲城・府中メモリアルパーク 墓地使用者の募集

追加
募集

今回募集する墓地の種類



芝生墓地



合葬式墓地

- ▷全ての墓地で生前や改葬での申込が可能です。
- ▷宗派を問わずご利用いただけます。

申 込 期 間 令和元年9月2日(月)から12月31日(火)まで

申 込 方 法 郵送(12月31日(火)までの消印有効)または持参
※抽選は行いませんので、申込受付順に当選とします。

問 い 合 わ せ 先 稲城・府中墓苑組合(公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所)
〒206-0812 稲城市矢野口3567番地
(稲城市南山東部土地区画整理事業地内)
☎ 042-379-9731
ホームページ <http://if-boenkumiai.jp/>

募集内容

平面墓地・・個別の墓石を設置し、お墓の使用者を代々継承していくタイプの墓地です。

芝生墓地 (詳細は6～8ページ)



墓石をあらかじめ設置している西洋風の墓地



貸出香炉で線香を使用できます
(貸出香炉以外では、火気の使用はできません)

使用料	125万円	年間管理料	14,000円+消費税
募集数	255区画		

※年間管理料の金額は、必要に応じて改定されることがあります。

集合墓地・・予め埋蔵する方を決めて申込む墓地です。使用料に管理料相当分が含まれています。

合葬式墓地 (詳細は9～11ページ)



個別の納骨壇を備えた共同埋蔵墓地
(一定期間経過後は建物内の合葬室に共同埋蔵)



合葬式墓地外観
(建物前の墓誌に埋蔵者名の刻字もできます ※費用別途)

使用料	1体用…178,200円 2体用…356,400円	※年間管理料は不要です。
募集数	1体用…184枠 2体用…67枠	

合葬式墓地1体用は1件で複数枠の申し込みができます

合葬式墓地1体用に関し、1件で複数枠の申し込みが可能となります。また、ご希望に応じて納骨壇の位置を並べて配置することができます。並べて配置しますので、「2体用」「3体用」・・に準じた形でご使用いただけます。
詳しくは10ページの申込方法をご覧ください。

目次

お申し込みの前にお読みください

申込みから使用開始まで	2
申込方法	3
申込資格の概要	4
用語の解説	4
申込みに伴う注意事項	4
よくある質問	5

各墓地の概要と募集案内

芝生墓地	6
合葬式墓地	9
苑内案内図	12
申込資格の確認について	14
使用許可について	15
使用上の注意・制限等	15
使用者の責務等	16

使用申込書

使用申込書①(芝生墓地)	19
使用申込書②(合葬式墓地)	21
使用申込書③(合葬式墓地 1 体用・複数申込用)	23
苑内施設のご案内	25
公営 稲城・府中メモリアルパークへの交通案内図	裏表紙

申込みから使用開始まで

申し込み

令和元年9月2日(月)から12月31日(火)まで

使用申込書等にご記入の上、郵送または持参で申し込んでください。
使用申込書は本しおりの17ページ以降にあります。

申込方法の詳細は3ページをご覧ください

各墓地の案内は6ページ以降をご覧ください

当選通知・ 書類審査

令和元年9月下旬以降順次

抽選は行わず、申込受付順に当選とします。

当選の方には、当選の通知と、申込資格の確認等のための書類審査のご案内をお送りします。

※書類審査は郵送で行います。書類審査で、申込資格がない場合及び必要書類を提出できない場合は、失格となります。

書類審査の詳細は14ページをご覧ください

使用料・ 管理料納入

(使用許可申請書の提出)

令和元年10月下旬以降順次

納入の詳細は15ページをご覧ください

※納入期限までに使用料・管理料を納入されない場合は、棄権したものとして取り扱います。

使用許可予定日

令和元年11月中旬以降順次

使用料・管理料を納入期限までに納入された方に、使用許可証を交付します。

個人情報の取り扱いについて

申込みの際にいただいた個人情報については、当募集に関わるご案内のみに使用します。また、使用者となられた方については、墓地の管理運営業務のためにも使用します。お預かりした個人情報は、その保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令等により開示を求められた場合を除きます。

申込方法

17ページ以降にある使用申込書等にご記入の上、郵送または持参で申し込んでください。

1 はじめに

墓地種別ごとに申込資格が異なります。4ページの申込資格の概要、および各墓地の案内(芝生墓地: 6ページ、合葬式墓地: 9ページ)で申込資格を確認してください。

2 「使用申込書」への記入

17ページ以降にある「第5期(令和元年)追加募集 公営 稲城・府中メモリアルパーク使用申込書」にある記入例を見ながら、「使用申込書」に必要事項を記入してください(ボールペン等、文字の消えない筆記具で記入してください)。

※申込みは、資格のある方1人1件限りです。

◎「合葬式墓地1体用」に限り、1件で複数枠の申し込みが可能です。また、希望に応じて納骨壇の位置を並べて配置することができます。

(並べて配置しますので、「2体用」「3体用」・・に準じた形でご使用いただけます。)

ご希望の場合は、使用申込書③「合葬式墓地1体用＜複数申込用＞」を使用し、「納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか」の欄で「はい」にチェックしてください。

3 封筒へ封入して郵送または持参

＜郵送の場合＞

「使用申込書」を、本しおりに挟み込まれている封筒に入れ、切手を貼り、郵送してください。12月31日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

(送付先)

〒206-0812 稲城市矢野口3567番地

稲城・府中墓苑組合(公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所)

＜持参の場合＞

「使用申込書」を本しおりに挟み込まれている封筒に入れ、公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に持参してください。

(管理事務所受付時間)午前8時30分から午後5時 ※期間中無休

4 注意事項

4ページに「申込みに伴う注意事項」、5ページに「よくある質問」についてまとめています。事前によくお読みいただいたうえでお申込みください。

使用申込書はホームページからも印刷できます

使用申込書は、「公営 稲城・府中メモリアルパーク」のホームページから印刷したものを使って申し込むこともできます。詳しくは「公営 稲城・府中メモリアルパーク」ホームページ(URL:<http://if-boenkumiai.jp/>)をご覧ください。

申込資格の概要

申込区分		申込者の居住要件	申込者と申込遺骨 (埋蔵予定者)との関係
芝生墓地	遺骨所持	稲城市又は府中市に5年以上 (平成26年9月2日以前から)継続し て居住していること	●祭祀の主宰者 ●一定範囲内の親族等
	生前		—
合葬式墓地 (1体用)	遺骨所持	稲城市又は府中市に3年以上 (平成28年9月2日以前から)継続し て居住していること	●一定範囲内の親族等
	生前		●申込者または 一定範囲内の親族等(※)
合葬式墓地 (2体用)	遺骨所持2体		●一定範囲内の親族等
	遺骨所持1体+生前1体		●一定範囲内の親族等 ●申込者本人
	生前2体		

※合葬式墓地1体用の「生前」区分で申し込む場合には、必ず申込者本人を埋蔵予定者に含める必要があります。

申込者が埋蔵予定者でない場合は、無効となります。

※遺骨所持には改葬骨も含まれます。

用語の解説

申込者	墓地を使用したいという意思があり、申込みをする方(現在ご存命の方)のことをいいます。
申込遺骨	現在守っている遺骨で、埋蔵するために、墓地の使用を必要とする遺骨のことをいいます。 改葬骨での申し込みも可能です。
埋蔵予定者	合葬式墓地に申込みをする現在ご存命の方及び将来埋蔵を希望される方のことをいいます。
祭祀の主宰者	ここの申込みにおいては、葬儀の喪主等を務めた方、死亡届を提出した方等、遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。詳細は14ページをご覧ください。
一定範囲内の 親族等	申込者との関係が以下のとおりであることをいいます。 ①配偶者(事実上の婚姻関係を含む) ②血族・姻族3親等以内 ③養父、養母、養子

申込みに伴う注意事項

- 1 使用申込書の記載内容が事実と異なることが明らかになった場合は失格となります。
- 2 申込みは、資格のある方1人1件限り(芝生墓地は1世帯で1件の申込みに限る)です。二重申込みの場合には、無効となります。ただし、合葬式墓地1体用は、1件で複数枠の申し込みが可能です(複数申込の場合は、必ず複数申込用の使用申込書を使用してください)。
- 3 氏名に常用漢字以外の漢字等が含まれている場合、類似する文字に置き換えて取扱うことがあります。
- 4 申込後に、親族の了解が得られず辞退されるケースが毎年多く生じています。事前に親族間で十分に話し合いをしたうえで申し込んでください。

よくある質問

Q 1. 稲城市・府中市に住んでいた者が亡くなったのですが、申し込むことはできますか？

A. 亡くなった方の住所に関わらず、申込者が稲城市・府中市に居住しているなど申込資格を満たしている場合は、申し込むことができます。

Q 2. 以前、稲城市・府中市に住んでいて、今はそれ以外の市に引っ越してしまったのですが、申し込むことはできますか？

A. 申込期間開始日(令和元年9月2日)において、芝生墓地は5年以上、合葬式墓地は3年以上稲城市又は府中市に継続して居住していることが申込資格になっているので、申し込むことはできません。

Q 3. 2世帯住宅に両親と私の家族で同居しているのですが、芝生墓地にそれぞれ申し込むことはできますか？

A. 住民票(住民基本台帳)上の世帯が分かれていれば、それぞれの世帯で1件の申込みが可能です。ただし、同一遺骨で申し込むことはできません。

Q 4. 合葬式墓地1体用の複数申込は、納骨壇を並べて配置できるとのことなので、生前区分に夫婦と子供で申し込むことを検討していますが、「並べて配置」というのは縦並びでしょうか、横並びでしょうか。また、納骨壇の位置は指定できるのですか？

A. 納骨壇の「並べて配置」については、横並びを原則とします。縦並び等並べ方のご希望がある場合には個別にお問い合わせください。また、組合において順次配置をしますので、納骨壇の位置の指定はできません。

Q 5. 存命している母のために、合葬式墓地1体枠への申込みを検討しています。しかし母が高齢で手続きを行うのが困難なので、稲城市・府中市に住んでいる私が申し込むことはできますか？

A. 合葬式墓地に生前で申し込む場合、申込者本人が埋蔵予定者に含まれる必要があるため、申し込むことはできません。埋蔵予定者であるお母様の名義で申し込んでください。

Q 6. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」までの公共交通機関はないとのことですが、バスなどが通るようになるのはいつ頃ですか？

A. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」がある南山東部土地区画整理事業地内は開発工事が進んでいて、将来的にはバス等が運行することが考えられますが、現時点では具体的な計画はありません。

Q 7. 施設を見学することはできますか？

A. 開苑時間である午前8時30分から午後5時までの間、毎日見学することができます。

Q 8. 芝生墓地で、将来お墓を継ぐ人がいなくなったらどうなるのですか？

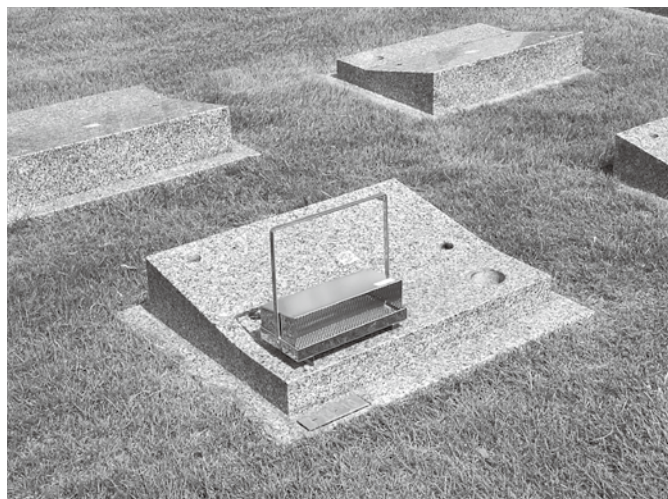
A. 条例では、使用者が亡くなった後、2年以上承継者が現れないときや、管理料を5年以上滞納した場合には、使用許可を取り消し、遺骨は合葬式墓地内の合葬室に改葬することができるという規定(「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」第15条および第18条)があります。芝生墓地は、代々承継していく形態の墓地ですので、無縁墳墓とならないよう、あらかじめ承継者を定めておいてください。



芝生墓地について



芝生墓地(墓石のみ設置済み)
※写真は家名等表示板、花立ての設置例です



貸出香炉で線香を使用できます
(貸出香炉以外では、火気の使用はできません)

特色

- (1) 一面芝生の平坦地に、等間隔に墓石とカロート(遺骨を納める場所)を設置しています。
※使用許可時にお支払いいただく使用料には、墓石とカロートの設置費用が含まれています。
※1区画あたりの大きさは、概ね横1m×縦1.5mです。ただし、芝生部分は共用通路を兼ねています。
- (2) 墓石の上に、家名・名前等を刻んだ家名等表示板を使用者の負担で設置していただくことでご使用いただけます。
- (3) カロートは、直径21cm(7寸)の骨壺を6個収納できる広さがあります。
※遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えることなどにより、7体以上埋蔵することができます。
- (4) 家名等表示板には、規格・表示内容等の制限があります。詳細は15ページをご覧ください。
- (5) 墓石やカロートの改造、囲障や塔婆立ての設置等はできません。

埋蔵方法

- (1) 親族の遺骨・遺品・遺髪等を埋蔵することができます(埋蔵にあたっては、親族の範囲に制限はありません。)
- (2) 遺骨を埋蔵する場合や取り出す場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。

墓参方法

- (1) 芝生墓地内では、当苑で貸出する香炉に限り、線香を使用できます。火災予防の観点から、貸出香炉以外の火気(線香等)の使用はできません。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。

希望ブロックの指定及び使用区画の割り振り

- (1) BからMまでの12ブロックに分かれています。(12、13ページの苑内案内図をご覧ください。)
- (2) 使用申込書に、希望ブロックを記入することができます。**ただし、今回はGブロックの募集はありません。**申込順に、希望するブロックに割り振ります。
- (3) ブロック内の使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は順次、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。



芝生墓地の募集内容

申込書①(19ページ)を使用

申込区分	募集数	使用料(許可時のみ)	管理料(年1回)
遺骨所持	255区画	125万円	1万4,000円+消費税 ※管理料の金額は、 改定されることがあります。
生前			

申込資格

1 全区分共通の申込資格(すべての区分が該当)

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に5年以上(平成26年9月2日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(5年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む)
 - (2) 現に芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けていない方
 - (3) 現に合葬式墓地・樹林式墓地に埋蔵される予定ではない方
 - (4) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方
- ※芝生墓地は、1世帯につき1件の申込みに限ります。

2 「遺骨所持」区分申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方で、申込遺骨の祭祀の主宰者(※定義は4ページをご確認ください。)である方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
 - ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
 - ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
 - ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※改葬骨での申込みもできます。

芝生墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎全ての申込区分において、使用許可日から1年以内に名前等を刻んだ家名等表示板を設置する必要があります。家名等表示板の詳細は15ページをご覧ください。
- ◎「遺骨所持」区分での使用者は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。

希望ブロックの指定及び使用区画の割振り

- (1) BからMまでの12ブロックに分かれています。(12、13ページの苑内案内図をご覧ください。)
- (2) 使用申込書に、希望ブロックを記入することができます。ただし、今回はGブロックの募集はありません。
- (3) 申込順に、希望するブロックに割り振ります。希望するブロックの募集数に達した場合は、それ以外のブロックに割り振ります。ブロックの希望がなかった場合は、稲城・府中墓苑組合がブロックを割り振ります。
- (4) ブロック内の使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は順次、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。

当選者資格審査書類について

◎当選後、書類審査の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

1 全区分共通の提出書類(すべての区分が該当)

- (1) 令和元年9月2日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 納税証明書又は非課税証明書(平成29年度、平成30年度の市・都民税)

2 「遺骨所持」区分の提出書類

- (1) 戸籍謄本等(申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
※胎児の遺骨で申し込む場合は、14ページをご覧ください。
- (2) 埋火葬許可証、一時収蔵施設使用許可証又は霊園発行の遺骨引渡証明書のコピー
※改葬骨の場合は、改葬許可証または埋蔵・収蔵証明書のコピー
- (3) 祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー(詳細は14ページをご覧ください。)



合葬式墓地について



合葬式墓地
(建物前の墓誌に埋蔵者名を刻字できます ※費用別途)



納骨壇(写真は1体用です)

特色

- (1) 1つの大きな建物型のお墓に多くの遺骨を共同で埋蔵する施設です。
※墓地内には空調を備え、温度・湿度を一定に保っています。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (3) 使用許可日から起算して20年間は、建物内にある納骨壇に、遺骨を骨壺等に納めた状態で埋蔵し、その後は建物内にある合葬室に埋蔵(遺骨を骨壺等から個別の納骨袋に移したうえで共同埋蔵)します。
- (4) 納骨壇には1体用と2体用があり、使用許可を受けた体数分の遺骨のみ埋蔵することができます。
- (5) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はかかりません。
- (6) 建物正面に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。

埋蔵方法

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨の埋蔵は職員が行いますが、希望する場合は立ち会うことができます。
- (3) 遺骨は、骨壺等の長期保存に耐えうる容器に納め、その大きさは、幅及び奥行きが22cm以内、高さ27cm以内(直径21cm(7寸)の骨壺は埋蔵可)とします。
- (4) 納骨壇の使用期間については、1回に限り更新できますので、最長40年間使用することができます。更新する場合は別途使用料がかかります。

墓参方法

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する時及び内覧会以外は建物内に入ることができませんが、花や線香は、建物正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。



合葬式墓地の募集内容

申込書②(21ページ)または
申込書③(23ページ)を使用

申込区分		募集数	使用料(許可時のみ)
合葬式墓地 1体用	遺骨所持	184枠(184体)	17万8,200円
	生前		
合葬式墓地 2体用	遺骨所持2体	67枠(134体)	35万6,400円
	遺骨所持1体+生前1体		
	生前2体		

◎「合葬式墓地1体用」に限り、1件で複数枠の申し込みが可能です。また、希望に応じて納骨壇の位置を並べて配置することができます。

(並べて配置しますので、「2体用」「3体用」・・に準じた形でご使用いただけます。)

ご希望の場合は、使用申込書③「合葬式墓地1体用＜複数申込用＞」を使用し、「納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか」の欄で「はい」にチェックしてください。

申込資格

1 全区分共通申込資格

次の全てに該当すること(1人につき1件の申込みに限ります。)

- (1) 稲城市又は府中市に3年以上(平成28年9月2日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(3年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む。)
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

2 遺骨所持申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
 - ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
 - ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
 - ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※改葬骨での申込みもできます。

3 生前申込資格

次に該当すること

- (1) 申込者を埋蔵予定者を含むこと(※申込者が埋蔵予定者でない場合は無効となります。)
- (2) 2体用「生前2体」区分または1体用「生前」区分を2体以上申込む場合には、申込者のほかに一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の関係にある現在ご存命の方が使用するために申込むこと
- (3) 埋蔵予定者が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

合葬式墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎合葬式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地(芝生墓地)に申し込むことはできません。
- ◎使用する納骨壇の位置の希望及び変更はできません。使用する納骨壇の位置は申込順に、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。
- ◎使用許可を受けた体数分以上の遺骨や使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ◎遺骨所持区分は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎使用期間の開始日は、使用許可日です。使用許可日から使用する権利が発生しますので、遺骨を埋蔵しなくても、使用料は使用許可手続時に納めていただきます。
- ◎納入した使用料はお返しできません。
- ◎生前区分で使用許可を受けた場合、納骨壇を使用する前に、納骨壇の使用期間が満了する場合があります。納骨壇の使用期間が満了した後は、合葬室に遺骨を埋蔵します。
- ◎生前区分で使用許可を受けた方は、ご自分が死亡した際に、合葬式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ◎合葬室に埋蔵した遺骨は、お返しすること(改葬)ができません。納骨壇に埋蔵している遺骨は改葬することができます。

当選者資格審査書類について

- ◎申込後、書類審査の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

1 遺骨所持提出書類

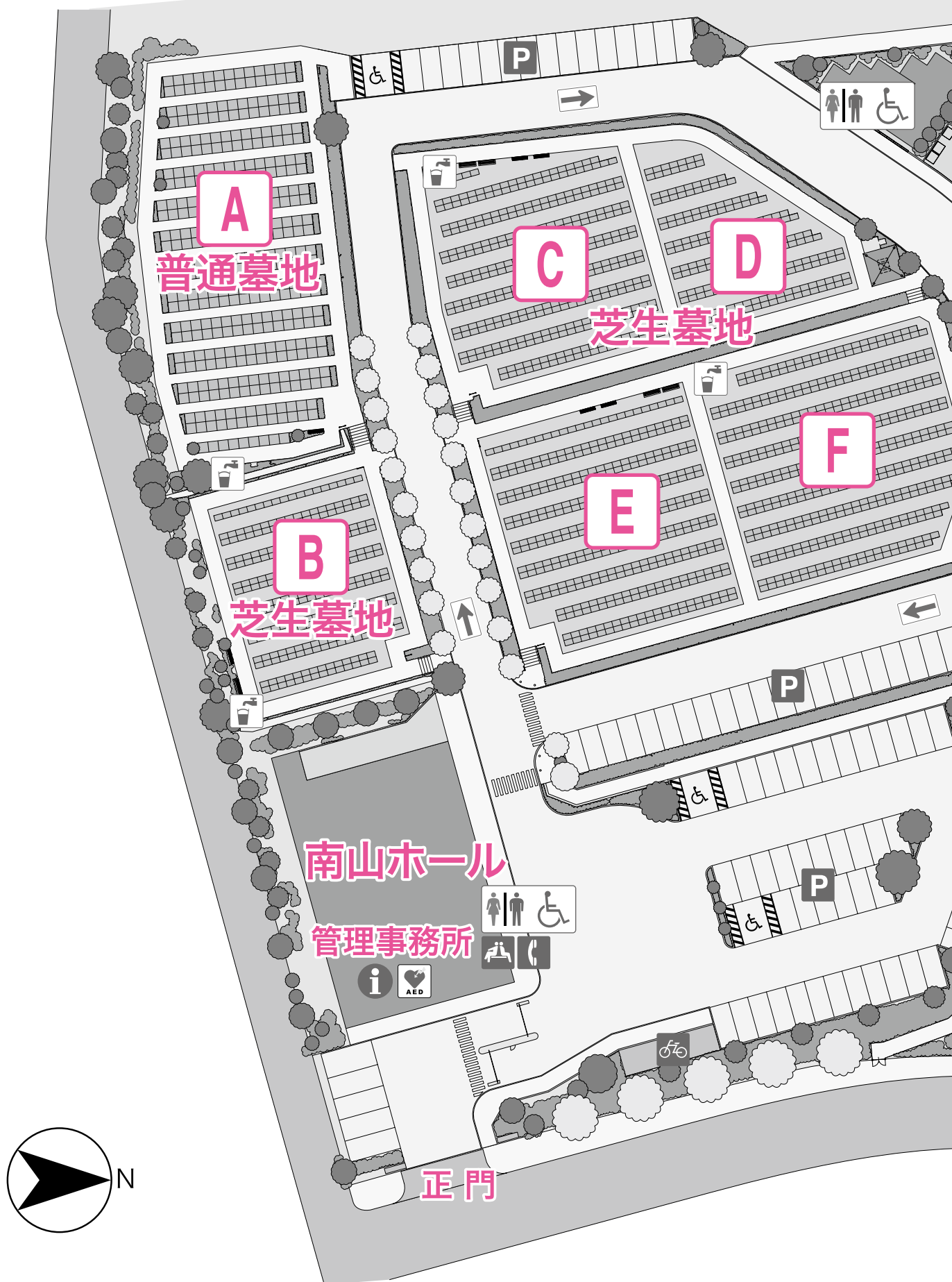
- (1)令和元年9月2日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)戸籍謄本等(申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
※胎児の遺骨で申し込む場合は、14ページをご覧ください。
- (3)埋火葬許可証、改葬許可証、一時収蔵施設使用許可証、霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー
- (4)納税証明書又は非課税証明書(平成29年度、平成30年度の市・都民税)

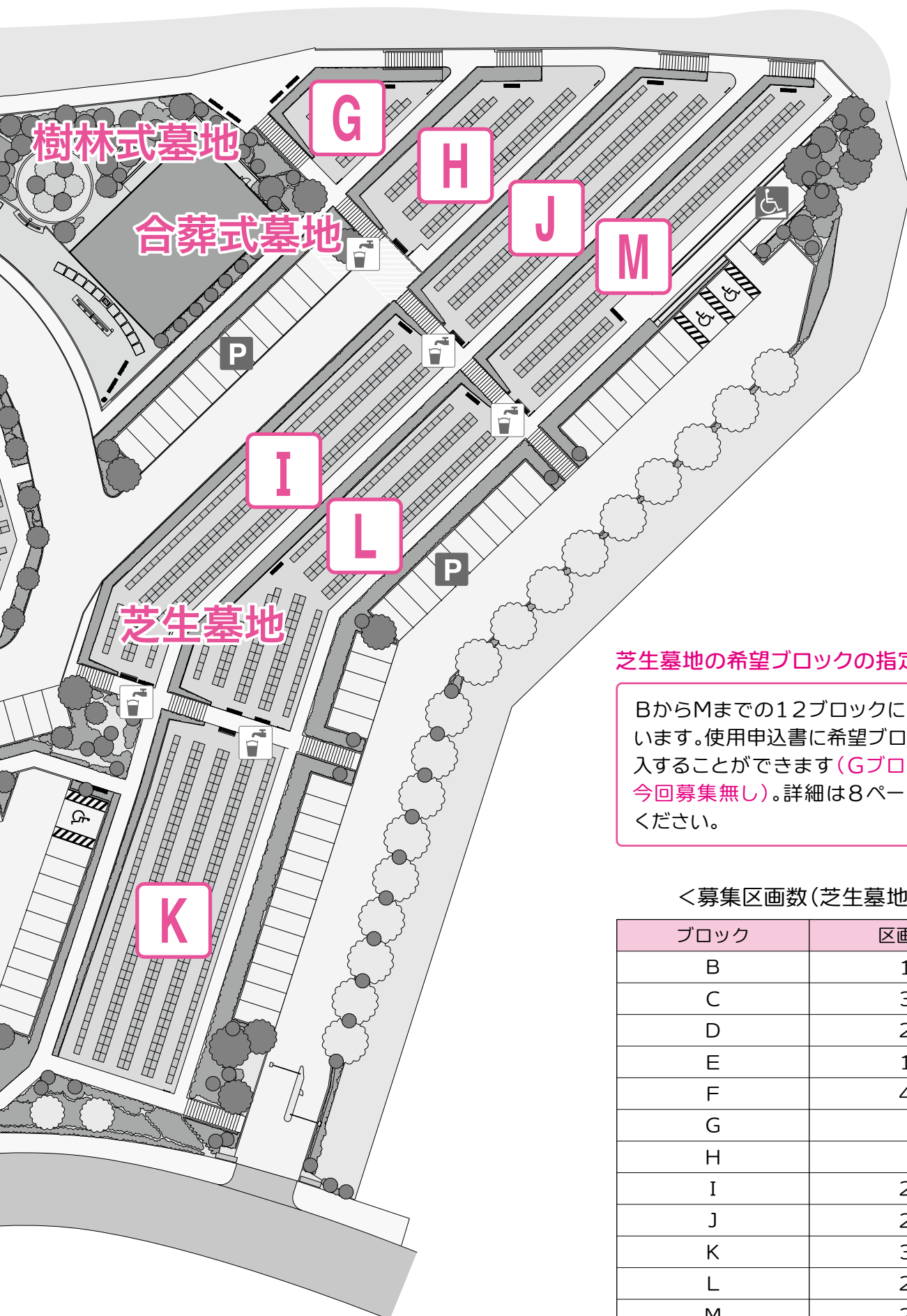
2 生前提出書類

- (1)令和元年9月2日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)納税証明書又は非課税証明書(平成29年度、平成30年度の市・都民税)



苑内案内図





芝生墓地の希望ブロックの指定について

BからMまでの12ブロックに分かれています。使用申込書に希望ブロックを記入することができます（Gブロックのみ今回募集無し）。詳細は8ページをご覧ください。

<募集区画数(芝生墓地)>

ブロック	区画数
B	14
C	35
D	25
E	17
F	41
G	0
H	7
I	20
J	21
K	30
L	25
M	20
合 計	255

申込資格の確認について

書類審査

- ◎申込資格の確認等のため、書類審査を郵送により行います。
- ◎必要書類等の詳細については、申込受付後に別途お知らせします。

注意事項

- ◎必要書類は、申込時には必要ありません。
- ◎必要な事項の確認ができないときは、申込資格が認められない場合がありますのでご注意ください。

居住要件の確認について

- ◎申込者は、申込期間開始日(令和元年9月2日)において、稲城市又は府中市に5年以上(合葬式墓地は3年以上)継続して居住していることが必要です。
- ◎居住要件の期間内に稲城市・府中市間で転居している場合、書類審査の際に住民票の除票が必要になります。現在居住する市の住民票に加え、以前に居住していた市で住民票の除票を発行してもらってください。

祭祀の主宰者の証明について

- ◎この申込みにおいて祭祀の主宰者とは、葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、ご遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。

＜証明書類＞(下記1～7のいずれか1つ ※3以外はコピーを提出)

- 1 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書(故人名が記載され、宛名が申込者であることが確認できるものに限る)又は会葬礼状
 - 2 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書等
 - 3 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本
 - 4 申込者が、申請者となっている申込遺骨の埋火葬許可証
 - 5 申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園等の一時収蔵施設使用許可証
 - 6 申込者が、宛先となっている都立霊園等発行の遺骨引渡証明書
 - 7 申込者が、使用者となっている墓地の埋蔵・収蔵証明書
- ※葬儀を執り行ってから長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

埋蔵・収蔵証明書について

- ◎申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方は、当選後の書類審査の際に、現在、申込遺骨が埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂を管理する寺院等が発行する「埋蔵・収蔵証明書」が必要となります。

＜注意＞

個人墓地又は共同墓地の場合は、当該地が墓地であることを市区町村長から「埋蔵・収蔵証明書」の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらう必要があります。

胎児の遺骨による申込みについて

- ◎胎児(妊娠4か月<12週>以上)の遺骨で申し込む場合は、書類審査の際に死胎埋火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかのコピーを提出していただき、確認します。
- ※長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

使用許可について

使用許可申請

◎書類審査が完了した方は、使用許可申請の手続きを行っていただきます。

使用料・管理料の納入

◎使用許可申請を行った方には、使用料・管理料を納入していただきます。

◎納入期限までに、納入通知書に記載された金額を指定した金融機関でお支払いください。

※今年度分の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りした額となります。

※納入した使用料・管理料は、お返しできませんのでご注意ください。ただし、芝生墓地については、使用許可日から1年以内に墓地を使用せずに返還された場合は、使用料のうち半額をお返しします。

管理料について

◎管理料は、苑内の園路、緑地を含めた共用部分の維持管理経費の一部として、1年分を毎年1回お支払いいただくもので、墓地の形態ごとに料金が定められています。

◎管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。

◎合葬式墓地は、毎年の管理料相当分が使用料に含まれています。

使用許可証の交付

◎使用許可申請を終了し、使用料・管理料を納入期限までに納入された方に「墓地使用許可証」を交付します。墓地使用許可証は、書留郵便により郵送しますので、使用許可申請の際に郵便切手が必要です。

使用上の注意・制限等



芝生墓地(家名等表示板の設置基準)

1 規格

◎縦20.5cm、横41cm、厚さ3cmを標準とします。

◎材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。

◎色の制限はありませんが、周辺環境との調和に配慮したものとします。

2 表示内容

◎家名、埋蔵される方の名前・戒名、座右の銘やメッセージなどを刻むことができます。

◎家名を表示する場合は、一墓石一家名を原則とし、芝生墓地の使用許可を受けた方又は埋蔵される方の家名を原則とします。

3 設置方法

◎墓石にしっかりと接着し、墓石や周辺施設に損傷を与えない方法により取り付けることとします。

◎墓地を返還する場合には家名等表示板を取り外していただくため、その際に墓石や周辺施設に損傷を与えることなく取り外せるようにしてください。

◎墓石や周辺施設に損傷を与えた場合は、補修又はこれに要する費用を賠償していただく場合があります。

4 その他

◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、家名等表示板の作成・設置、芝生墓地への納骨業務等は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください(業者の紹介も行っておりません。)

使用上の注意・制限等



合葬式墓地・樹林式墓地(墓誌への刻字について)

- ◎刻字することができるのは、合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可の対象となった埋蔵者又は埋蔵予定者の氏名に限ります。
- ◎1名分の氏名は、縦11.6cm、横2.4cmの枠内に、縦書きで調和のとれた文字で刻字してください。
- ◎字体は、楷書体とします。
- ◎氏名と氏名の間は横1cm、縦1cmの間隔をあけるものとします。
- ◎墓誌の端からの余白は、上端から1.6cm、下端から1.8cm、左端及び右端から2.7cmとします。
- ◎埋蔵予定者が生前中に氏名を刻字するときは、字を朱色に塗装し、当該埋蔵予定者の焼骨を埋蔵するときは、朱色を消去してください。
- ◎刻字する位置を指定することはできません。
- ◎刻字する位置は、刻字当日に管理事務所が指定しますが、墓誌の最上段の右端から順次左に向かって、連続して刻字することとします。左端まで刻字したら、改行して次の下段の右側から刻字することとします。
- ◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、墓誌への刻字業務は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください(業者の紹介も行っておりません。)

使用者の責務等

- ◎墓地の使用者は「墓地、埋葬等に関する法律」「同施行規則」「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」等の規定を遵守し、適正に使用しなければいけません。

<「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」の主な規定>

- 1 墓地を他の者に転貸し、又は譲渡することはできません。
- 2 使用者の死亡等により、使用者の地位を承継する場合は、遅滞なく管理者に申請し、その承認を受けなければなりません。なお、使用者の地位を承継できる場合は、使用者の死亡や離婚や離縁等の特別な事情に限ります(使用者が生前に承継することは、原則としてできません。)
- 3 墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに管理者に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません(工事費は使用者の負担となります。)
- 4 管理者は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができます。
 - (1)不正な手段により、使用許可を受けたとき
 - (2)使用許可に際して付した条件に違反したとき
 - (3)墓地を焼骨等の埋蔵以外の目的以外の用途に使用したとき
 - (4)使用許可を受けた日から1年以内に、芝生墓地においては家名等表示板を、普通墓地においては墳墓等を設置しないとき
 - (5)使用許可を受けた日から1年以内に、許可の対象となった焼骨を埋蔵しないとき(生前申込の場合を除く。)
 - (6)管理者の措置命令に従わなかったとき
 - (7)使用料を指定する日までに納付しないとき
 - (8)管理料を5年間滞納したとき

第5期(令和元年) 追加募集 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書

しば ふ ぼ ち
芝生墓地

を申込む方は

使用
申込書
①

へ…

がっ そう しき ぼ ち
合葬式墓地

を1枠申込む方は

使用
申込書
②

へ…

がっ そう しき ぼ ち
合葬式墓地
1体用

を複数枠申込む方は

使用
申込書
③

へ…

- ◎「申込みのしおり」と記入例をよく確認した上で、お申し込みください。
- ◎記入の際は、ボールペン等、文字の消えない筆記具を使用してください。
- ◎郵送または持参で申込んでください。郵送の場合は12月31日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。
- ◎資格のある方1人につき1件の申込みに限ります(芝生墓地は、1世帯につき1件の申込みに限ります。)。ただし合葬式墓地1体用については、使用申込書③を使用することで、1件で複数枠の申込みをすることが可能です。

第5期(令和元年) 追加募集
公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書①
(芝生墓地)

○申込者情報

ふりがな	いなぎ	たろう	生年月日
名 前	(姓) 稲城	(名) 太郎	明 大 (昭) 平 46年 11月 1日
住 所	〒206-0802 稲城市東長沼〇〇〇〇 △△△マンション×××		
電話番号	042-〇〇〇-××××	携帯番号	090-〇〇〇〇-××××

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込遺骨の有無 1か所の□にレ点を入れてください。

☒	遺骨所持	☐	生前
-------------------------------------	------	--------------------------	----

○希望ブロック(第1～第12希望まで書くことができます。)

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
E	F	C	D	K	L	M	
第9希望	第10希望	第11希望	第12希望	※ブロック名(B～M※Gブロックを除く) のみ記入してください。 ※希望ブロックがない場合は、空欄のままでも 構いません。 ※ブロック内の位置は希望できません。			

○申込遺骨名(申込遺骨がある場合のみ記入)

ふりがな	いなぎ いちろう	☒ 改葬骨で ない遺骨	申込者 から見た 続柄
申込遺骨名	稲城 一郎	☐ 改葬骨	父

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

◎申込者の氏名は戸籍上の文字で、住所は住民票上の住所を記入してください。

携帯電話はお持ちの方のみ記入してください。

◎希望ブロックは、芝生墓地で希望するブロックがある場合に記入してください(ブロックの位置は「申込みのしおり」の12・13ページをご覧ください。)

ただし、今回はGブロックの募集はありません。

◎申込区分が「遺骨所持」の場合、申込遺骨名の欄に1体だけ記入してください。

◎申込遺骨が胎児の場合、申込遺骨名には「死胎児」と記入してください。

第5期(令和元年) 追加募集 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書① (芝生墓地)

○申込者情報

ふりがな			生 年 月 日
名 前	(姓)	(名)	明 大 昭 平 年 月 日
住 所	〒 -		
電話番号		携帯番号	

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込遺骨の有無 1か所の□にレ点を入れてください。

☐	遺骨所持	☐	生前
--------------------------	------	--------------------------	----

○希望ブロック(第1～第12希望まで書くことができます。)

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
第9希望	第10希望	第11希望	第12希望	※ブロック名(B～M※Gブロックを除く) のみ記入してください。 ※希望ブロックがない場合は、空欄のままでも 構いません。 ※ブロック内の位置は希望できません。			

○申込遺骨名(申込遺骨がある場合のみ記入)

ふりがな		☐ 改葬骨で ない遺骨 ☐ 改葬骨	申込者 から見 た続柄
申込遺骨名			

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

「」から切り取ってください。

第5期(令和元年) 追加募集
公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書②
(合葬式墓地)

ご記入は
次頁へ

○申込者情報

ふりがな	ふちゅう	はなこ	生年月日
名 前	(姓) 府中	(名) 花子	明 大 (昭) 平 29 年 4 月 1 日
住 所	〒183-0022 府中市宮西町〇-××		
電話番号	042-〇〇〇-××××	携帯番号	090-〇〇〇〇-××××

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込区分 希望する組名 1 か所の□にレ点を入れてください。

合葬式墓地				
1 体用		2 体用		
遺骨所持	生前	遺骨所持 2 体	遺骨所持 1 体 + 生前 1 体	生前 2 体
☐	☐	☐	☒	☐

○申込遺骨名(埋蔵予定者名)

1 体 目	ふ り が な	ふちゅう はなこ	☐ 遺骨	申込者 から見た 続柄	本人
	申込遺骨名 1 (埋蔵予定者名)	府中 花子	☒ 生前		
2 体 目	ふ り が な	たまがわ みどり	☒ 遺骨	申込者 から見た 続柄	母
	申込遺骨名 2 (埋蔵予定者名)	多摩川 緑	☐ 生前		

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

- ◎申込者の氏名は戸籍上の文字で、住所は住民票上の住所を記入してください。
携帯電話はお持ちの方のみ記入してください。
- ◎申込区分が「生前」の場合、1 体目の欄に申込者の氏名を記入し、続柄は「本人」と記入してください。
- ◎申込区分が 2 体用の場合、2 体目の欄にも必ず記入してください。
- ◎申込遺骨が胎児の場合、申込遺骨名には「死胎児」と記入してください。

ここから切り取ってください。

第5期(令和元年) 追加募集 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書② (合葬式墓地)

○申込者情報

ふりがな			生 年 月 日	
名 前	(姓)	(名)	明 大 昭 平	年 月 日
住 所	〒 -			
電話番号			携帯番号	

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込区分 希望する組名 **1 か所**の□にレ点を入れてください。

合葬式墓地				
1 体用		2 体用		
遺骨所持	生前	遺骨所持 2 体	遺骨所持 1 体 + 生前 1 体	生前 2 体
☐	☐	☐	☐	☐

○申込遺骨名(埋蔵予定者名)

1 体 目	ふ り が な		☐ 遺骨 ☐ 生前	申込者 から見た 続柄	
	申込遺骨名 1 (埋蔵予定者名)				
2 体 目	ふ り が な		☐ 遺骨 ☐ 生前	申込者 から見た 続柄	
	申込遺骨名 2 (埋蔵予定者名)				

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄	

二から切り取ってください。

第5期(令和元年) 追加募集
公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書③
(合葬式墓地 1 体用・複数申込用)

ご記入は
次頁へ

○申込者情報

ふりがな	ふちゅう	はなこ	生年月日
名 前	(姓) 府中	(名) 花子	明 大 (昭) 平 29 年 4 月 1 日
住 所	〒183-0022 府中市宮西町〇-××		
電話番号	042-〇〇〇-××××	携帯番号	090-〇〇〇〇-××××

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込遺骨名(生前の場合は埋蔵予定者名)

※生前で申し込む場合は、必ず本人を埋蔵予定者に含めてください。

ふりがな	ふちゅう いちろう	☒ 遺骨 ☐ 生前	申込者 から見た 続柄	父
申込遺骨名 1 (埋蔵予定者名)	府中 一郎			
ふりがな	ふちゅう よしこ	☒ 遺骨 ☐ 生前	申込者 から見た 続柄	母
申込遺骨名 2 (埋蔵予定者名)	府中 美子			
ふりがな	ふちゅう はなこ	☐ 遺骨 ☒ 生前	申込者 から見た 続柄	本人
申込遺骨名 3 (埋蔵予定者名)	府中 花子			
ふりがな	ふちゅう たろう	☐ 遺骨 ☒ 生前	申込者 から見た 続柄	夫
申込遺骨名 4 (埋蔵予定者名)	府中 太郎			
ふりがな	ふちゅう さぶろう	☐ 遺骨 ☒ 生前	申込者 から見た 続柄	子
申込遺骨名 5 (埋蔵予定者名)	府中 三郎			

○納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか。 ☒ はい ☐ いいえ

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄

- ◎申込者の氏名は戸籍上の文字で、住所は住民票上の住所を記入してください。
- ◎「生前」で申込の場合は、埋蔵予定者に必ず申込者本人を含めてください。
- ◎申込遺骨が胎児の場合、申込遺骨名には「死胎児」と記入してください。
- ◎6体以上の申し込みを希望される場合には、事前にお問い合わせください。

ここから切り取ってください。

第5期(令和元年) 追加募集 公営 稲城・府中メモリアルパーク 使用申込書③ (合葬式墓地 1 体用・複数申込用)

○申込者情報

ふりがな			生 年 月 日
名 前	(姓)	(名)	明 大 昭 平 年 月 日
住 所	〒 -		
電話番号		携帯番号	

稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり墓地の使用を申し込みます。

○申込遺骨名(生前の場合は埋蔵予定者名)

※生前で申し込む場合は、必ず本人を埋蔵予定者に含めてください。

ふ り が な		☐ 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名 1 (埋蔵予定者名)		☐ 生前		
ふ り が な		☐ 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名 2 (埋蔵予定者名)		☐ 生前		
ふ り が な		☐ 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名 3 (埋蔵予定者名)		☐ 生前		
ふ り が な		☐ 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名 4 (埋蔵予定者名)		☐ 生前		
ふ り が な		☐ 遺骨	申込者から見た続柄	
申込遺骨名 5 (埋蔵予定者名)		☐ 生前		

○納骨壇の位置について並べて配置を希望しますか。 ☐ はい ☐ いいえ

審査欄(申込者は記入しないこと)

事務局長	主 査	担 当	備考欄	

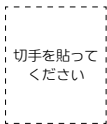
「」から切り取ってください。

封筒の書き方

記入例

ご記入は、この冊子に挟み込まれている封筒へ

(表面)



206-0812

稲城市矢野口3567番地

稲城・府中墓苑組合
(公営 稲城・府中メモリアル
パーク管理事務所) 行

第5期(令和元年)追加募集
公営 稲城・府中メモリアルパーク
使用申込書 在中

申込区分

墓地の種別
芝生墓地 合葬式墓地

※使用申込書に記入した申込区分の墓地の種別を○印で囲んでください。

(裏面)

投函する前に確認してください！

- ☐ 申込資格を確認しましたか？
- ☐ 専用の使用申込書を入れましたか？
- ☐ 使用申込書には、申込遺骨名(埋蔵予定者名)を記入しましたか？
※芝生墓地「生前」区分を除く。
- ☐ 住所、宛名等の記入漏れはありませんか？
- ☐ この封筒の表面には切手を貼りましたか？

※封筒には、専用の使用申込書1枚のみを入れてください。

住所	〒206-0812 稲城市東長沼〇〇〇〇
	△△△マンション×××
氏名	稲城 太郎

※使用申込書に記入した郵便番号、住所、氏名を記入してください。

- ◎表面に切手を貼ってください。
- ◎表面の太枠内に、「使用申込書」に記入した「墓地の種別」(芝生墓地・合葬式墓地のいずれか1つ)を○印で囲んでください。
- ◎裏面の太枠内に、「使用申込書」に記入した「郵便番号」「住所」「氏名」を記入してください。

※封筒には、専用の使用申込書1枚のみを入れてください。

ここから切り取ってください。

苑内施設のご案内

葬儀・法要施設 南山ホール

苑内には、葬儀・法要施設の「南山ホール」を併設しています。

館内には、葬儀・法要設備のほか、管理事務所、休憩所、売店等があります。ご来苑の際にはお気軽にお立ち寄りください。



【葬儀式場】祭壇を常設しています。
料金は1回75,600円～(稲城・府中市民以外は151,200円～)



【法要室】法要やお食事等にご利用ください。
料金は2時間4,320円(稲城・府中市民以外は8,640円)



【休憩所】どなたでもご自由にご利用いただけます。
奥には管理事務所があります。



【売店】休憩所内にあります。
生花や花立て、線香、お菓子などを販売しています。

公営 稲城・府中メモリアルパークへの交通案内図

最寄駅

- ・京王相模原線「稲城駅」から徒歩で約20分、タクシーで約5分
- ・JR南武線「稲城長沼駅」からタクシーで約10分

※最寄駅からメモリアルパークまでの公共交通機関はありません。

臨時送迎バスのご案内

お盆、お彼岸(秋、春)にJR南武線「稲城長沼駅」及び京王相模原線「稲城駅」から臨時送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。

駐車場 166台(1時間以内無料)

お車でお越しの方で、カーナビゲーションで当施設の住所や電話番号で検索しても、目的地が正しく表示されない場合があります。カーナビゲーションをご利用の際は、京王線「稲城駅」で検索していただくことをお勧めしています。

案内図



ぜひお気軽にご見学ください

苑内の墓地・および南山ホールは、ご自由にご見学いただけます。ぜひお気軽にご見学ください。

ご見学の際は、管理事務所にお声掛け頂ければ、苑内のご案内をいたします。

(管理事務所の受付は三が日を除く午前8時30分～午後5時、☎042-379-9731)

<注>墓地使用者募集に関して、当組合から勧誘、あっせんの電話をすることはありません。